

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、職員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、職員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、職員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、職員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、職員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについては、当社や社会の状況等を踏まえ真摯に取り組みます。

教育訓練等を含む人材投資については、OJTによる様々な業務機会の提供とともに、業界・事業に関する知見やグローバル対応力等の強化を可能とする育成・能力開発のプログラムの整備を進め、特にクライアント環境のDX化等、デジタルテクノロジーの変化等へ対応可能なテクノロジー人材の育成には特に力を入れています。

また個々の環境、適性を考慮しキャリアパスの複線化を行うことで、多様な人材が最大限の能力を発揮できる環境整備に努めてまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/124437-13-00-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/124437-13-00-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年4月18日

(令和8年1月1日 組織再編に伴う商号、代表者及び内容の変更に伴う更新)

合同会社デロイト トーマツ

代表執行役 木村 研一

氏名又は名称

法人にあっては代表者の役職及び氏名